小規模保育事業所　（仮称）塚本駅前にこにこ第二保育園

設置に伴う施設改修にかかる工事入札参加業者募集要項

令和2年11月25日（水）

株式会社スマイルファクトリー

代表取締役　今田　容康

　下記の入札に付する事項及び工事名に掲げる工事の入札等については、大阪市小規模保育事業所整備補助金を活用して実施するため、関係法令及び大阪市の公共工事における手続きに準拠した取扱とするほか、この要項によるものとします。

１．入札に付する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 入札方法 | 公募型指名競争入札 |
| 工事発注者 | 株式会社スマイルファクトリー　　代表取締役　今田　容康 |
| 募集開始日 | 令和2年11月25日（水） |
| 工事名 | 小規模保育事業所(仮称）塚本駅前にこにこ第二保育園内装その他設備改修工事 |
| 工事場所 | 大阪市淀川区塚本2丁目18-15 |
| 完成期限 | 令和3年3月1日（月） |
| 工事概要 | 構造　鉄筋コンクリート  規模　5階建2階部分　延床面積79.42㎡  種類　建築工事一式、各種設備工事一式 |
| 前払金の有無 | 有　着工前 3,000千円（1月初旬予定）・中間金3,000千円（2月上旬予定） |
| 予定価格の事前公表 | 無 |
| その他 | 最低制限価格　有（事後公表） |
| 一括下請負は一切認めない |

２．入札に参加する者に必要な資格

　　単独企業であり、入札参加資格において、次の用件は必ずすべて満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の４第1項に定める要件に該当しない者。
2. 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条による許可を受けている者。
3. 入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者。
4. 正常な入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく及び行わない者。
5. 法人の役員、若しくはこれらの者の親族　（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の役員が特別の利害関係を有する業者でない者。
6. 建築工事について、建設業法に基づく一般建設業の許可を有していること。
7. 大阪府内に本社、支店、営業所を設置していること。
8. 応募者は大阪市の入札参加資格を有する者で、０２建築工事の承認種目登録をしている者で、項目A．建築工事の総合評定値（P）が**800**点未満であること。
9. 過去の経営状況において、財務実績の良好な者。
10. 当該工事に配置する主任技術者は専任とし、現場代理人は施工に対して十分な経験を持つものであること。
11. 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
12. 入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

３．入札参加資格の審査の申請方法

　　　受付期間　　令和2年11月25日（水）から　令和2年12月8日（火）まで（※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。）

　　　受付時間　　午前9時から午後5時

　　　提出書類　　入札に参加しようとするものは、受付期間内に次の書類を提出すること。

1. 公募型指名競争入札参加申込書
2. 資格確認調書
3. 監理技術者・主任技術者等配置予定届
4. 建設業許可証明書
5. 経営事項審査結果通知書（審査基準日から１年７ヶ月以内のもの）
6. 法人登記簿謄本
7. 印鑑証明書
8. 使用印鑑届
9. 大阪市の入札参加資格登録が確認できるもの

　　申請書類の配布場所　　　　大阪市淀川区塚本2丁目18-15-4階

及び提出先　　　　　　　　株式会社スマイルファクトリー　代表取締役　今田　容康

　　　　　　　　　　　　　電話番号：06-6305-0586

入札資格審査　　応募受付後、審査を行い、大阪市担当者へ確認後、令和2年12月10日（木）に審査

及び結果通知　　結果をＥメールにて通知し、同日に当該計画における設計図書をＥメールにて送信します。なお、現場調査の日時については、後日、それぞれ通知します。

４．入札日

　　　入札日時　　　令和2年12月25日（金）15時開始

　　　入札場所　　　大阪市淀川区塚本2丁目18-15-4階

　　　　　　　　　　株式会社スマイルファクトリー事務所

５．入札時に提出する書類

1. 入札書（消費税相当額を加算した額とする。）
2. その他必要な書類

６．入札の方法等

1. 入札の執行回数は、３回までとする。
2. ３回目の最低入札価格が予定価格に達しない場合、最低価格を提示した入札者及び２番目の最低価格を提示した入札者と順に協議を行う。
3. 落札決定にあたっては、入札書に記載する金額は当該価格の１０％に相当する消費税相当額を加算した金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約金額の100分の110に相当する金額を入札書に記載すること。
4. 入札には、大阪市職員の立ち会いがある。

７．落札の決定方法

1. 予定価格の範囲で、最低制限価格以上の価格をもって入札した業者のうち最低価格をもって入札した業者を落札者とする。
2. 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。
3. 落札者が決定した場合は、落札金額及び落札者名並びに落札者以外の入札金額及び入札者名の発表を行う。全ての業者名及び入札金額を公表することとし、最低制限価格に達しない価格で入札した業者については、業者名と最低制限価格を下回ったため無効であることを公表し、入札金額は公表しない。

８．入札の無効に関する事項

1. 入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
2. 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。
3. 入札当日に不参加であった者。
4. 最低制限価格未満で入札した者。

９．契約履行の担保

工事請負契約の締結にあたっては、工事請負業者により、履行保証保険契約の締結を行うこと。

１０．関係会社の制限

当該公募型指名競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1 者しか参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号及び第４号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1. 親会社（会社法第２条第３号及び第４号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
2. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
2. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67 条第１項又は民事再生法第64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する２者の場合

1. 組合とその組合員
2. 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
3. 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合
4. 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
5. 一方の会社の本市入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

(4) その他公募型指名競争入札の適正さが阻害されると認められる場合

１１．設計会社の制限

　　当該公募型指名競争入札に参加しようとする者が、次の設計会社と１０．の各項目に記載する関係に該当する場合、参加できない。

　　設計会社　株式会社秀峰設計　代表取締役　柿内　秀峰

　　住　　所　大阪府大阪市中央区玉造2丁目15-9

　　電話番号　06-4304-1208

１２．支払条件

この工事は大阪市小規模保育事業所整備補助金の対象となっており、支払いは前払い金として着工時に300万円、中間払いとして300万円を支払い、残金については、大阪市による竣工確認後の支払いとなる。

１３．その他

1. 応募時提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
2. 応募時提出書類は、原則として返却しない。
3. 上記の内容に変更があった場合には、応募者または入札参加者に速やかに通達する。
4. 入札参加者が５者に満たない場合は公告期間の延長や再公告するなどし、５者以上確保した上で、あらためて入札を実施することとする。

１４．問い合わせ先

株式会社スマイルファクトリー　担当者：今田容康（いまだよしやす）

住所　大阪市淀川区塚本2丁目18-15-4階

電話　06-6305-0586

Ｅメール　yoshiyasu.imada@smilesforall.jp